

◆給付金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、売上げが減少した中小企業、小規模事業者及び個人事業主に対し、今後の事業継続に必要な経費として家賃等をサポートするための給付金を支給します。

※鈴鹿市事業継続サポート給付金（【飲食業及び宿泊業対象分】または【対象事業拡大分】）への上乗せ支援です。

◆対象となる方（次のア～ウの要件すべてを満たす方）

- ア 鈴鹿市事業継続サポート給付金（【飲食業及び宿泊業対象分】又は【対象事業拡大分】）の給付対象者
- イ 事業所等を賃借している方
- ウ 鈴鹿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者及びそれらの方と密接な関係を有するものでない者

◆給付対象となる家賃等

- ・事業用に使用している物件の家賃・テナント料、地代等
- ・共益費および管理費等も対象となります。
- ・複数の物件を有している場合は、合算して請求することができます。（ただし、給付額は1事業者に対し、上限10万円となります。）

※次のものは給付金の対象となりません。

- ・寮の家賃や、従業員用の駐車場代、町費等
- ・事業所兼住宅の場合における住宅に該当する部分の家賃

◆支給額

- ・家賃等の2か月分（令和3年8月・9月）の2分の1（上限10万円）
（10万円未満の場合は千円未満切り捨て）
- ・1事業者に対し1回限りの給付となります。

◆申請方法

- (1) 申請期限 令和4年1月31日（月）まで（消印有効）
- (2) 申請書類 市ホームページからダウンロードして入手できます。
（申請書類を郵送させていただくこともできます。）
- (3) 申請方法 郵送のみ（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）
- (4) 郵送先 〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市役所産業政策課（事業継続サポート給付金担当）行き

◆問合せ先

鈴鹿市役所産業政策課 電話059-382-8698

（平日の午前9時から午後5時まで）

「鈴鹿市事業継続サポート給付金【家賃等支援分】申請受付要項」
をご確認ください。

